

○調布市男女共同参画推進センター運営委員会要綱

平成17年6月21日要綱第70号

改正

平成19年3月30日要綱第38号

平成19年5月15日要綱第96号

平成20年3月25日要綱第20号

平成26年3月31日要綱第53号

平成28年5月25日要綱第92号

令和2年3月31日要綱第45号

令和3年3月31日要綱第44号

調布市男女共同参画推進センター運営委員会要綱

第1 設置

調布市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）における事業の運営や地域で活動する女性の活躍推進等，男女共同参画社会の実現に向けた協議，調整の場として，調布市男女共同参画推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

運営委員会は，センターの円滑な事業運営に資するため，次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた事業に関する事。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく地域における女性活躍推進に係る取組に関する事。
- (3) 新たな調布市男女共同参画推進プランの策定に向けた提言に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項に関する事。

第3 構成

運営委員会は，市長が依頼し，又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）12人以内かつ男女比に配慮し構成する。

- (1) 第2に規定する所掌事項に係る有識者 4人以内
- (2) 女性の社会的地位の向上及び社会参加を推進し，男女共同参画社会の促進を図る活動を行う団体が推薦する者 3人以内
- (3) 公募市民 3人以内

(4) 市職員 1人

(5) 調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市規則第46号）に基づく調布市男女共同参画コーディネーター 1人

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は互選とし、副委員長は委員長が指名する。

第4 任期

委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5 職務

委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 招集

運営委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取

委員長は、運営委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

運営委員会の庶務は、生活文化スポーツ部男女共同参画推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日要綱第38号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月15日要綱第96号）

この要綱は、平成19年5月15日から施行し、この要綱による改正後の調布市男女共同参画推進センター運営委員会要綱第4の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日要綱第20号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日要綱第53号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月25日要綱第92号）

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日要綱第44号）

（施行期日）

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

（調布市男女共同参画の推進に関する検討会要綱の廃止）

2 調布市男女共同参画の推進に関する検討会要綱（平成16年調布市要綱第76号）は廃止する。